平成 24 年度 魚津市事務事業評価表 (平成 23 年度実績と平成 24 年度計画)

【1枚目】

事業コード	00000000					
事 務 事 業 名	水道管理運営事					
予算書の事業名)1. 水道事業 #改良費、(項			1. 資本的	支出(項)1. 建設改
事業期間 開始年度	昭和29年度	終了年度	当面継続	業務会	分類	1. 施設管理
実施方法 〇 1. 指派	定管理者代行 〇	2. アウトソ	ーシング 〇	3. 負担金	・補助金	全 ● 4. 市直営

名等 コード	04020100						
等	上下水道局						
等	水道課						
等	業務係						
5名	井川 勇						
号 07	5-23-1013						

政策体系	上の位置付け	コード2	424002
政策の柱	基2 安全で付	เ 適な暮らし ⁴	やすいまちづくり
政策名	2 魅力ある都	『市基盤の充乳	Į.
施策名	4. 水道水の安	定供給	
区 分	なし		
基本事業名	安定した水道事	業経営	

子	算科目	コード3	011010104					
会計	水道事業会	会計(収益的	支出)					
款	1. 水道	1. 水道事業費用						
項	1. 営業	費用						
目	4. 総係3	B.						
項	1. 営業	費用						

◆事業概要(どのような事業か。事業の内容、業務の手順など)								実	績		計画・目標	
上水道事業の運営(維持・管理)							単位	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
(この事務事業は、誰、何を対象にしているのか。※人や物、自然資源など) ① 水温 神用者		対	① 給水	区域人	. Π		人	43, 252	42, 908	42, 800	42, 700	42, 600
②水道施設 対 象	-			検査σ	き査の対象回数 (3箇所×12ヶ月)			36	36	36	36	36
		1										
〈平成23年度の主な活動内容〉 上水道取水施設及び配水施設などの維持管理、原水浄水の水質検査、漏水修理及び量水器の取替えなどを行った。 上水道利用者に対する使用料の請求及び徴収を行った。		活	① 給水	人口			人	38, 104	37, 957	37, 800	37, 700	37, 600
野 *平成24年度の変更点	-	動指標		検査の)合格回数		0	36	36	36	36	36
なし			3									
(この事務事業によって、対象をどのように変えるのか) ①上水道を利用できるようになる。		成上	① 普及	·率			%	88. 10	88. 46	88. 32	88. 29	88. 26
意 使用料を速やかに納める。 図 ②清浄な水を安定的に供給し続ける。	-	果 ② 水質 指 ② 水質		 検査σ	貪査の合格率 		%	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00
		100	3									
その を全でおいしい水が安定的に供給される。 結果 ***		↑成	果指標	が現段	階で取得できていない	場合、そ	の取行	导方法を記入				
◆この事務事業開始のきっかけ(何年〈頃〉からどのようなきっかけで始まったか)				B+	(1)国・県支出金	F)	円)	0	0	0	0	0
・昭和27年1月から認可、昭和28年12月一部給水開始。昭和32年に水道法が施行された魚津市水道事業が現在の形態となった。 第1次分割 現在の第2次 第2次 第2次 第2次 第2次 第2次 第2次 第2次 第2次 第2次	った。	400.4/	\-\- E ++	源	(2)地方債	F)	円)	0	0	0	0	0
・昭和27年1月から起り、昭和28年12月一部結水開始。昭和32年に水道法か施行された黒津市水道事業が現在の形態とない・その後、多くの簡易水道事業を統合するとともに、第1次から現在の第4次拡張事業により施設整備や給水区域の拡大を解消に努めている。	1761	無和	小区坝	内訳	(3)その他(使用料・手数料	斗等) (千	-円)	892, 611	836, 569	934, 387	767, 316	760, 407
				д/	(4)一般財源	F)	-円)	0	0	0	0	(
				Α.	予算(決算)額((1)~(4)の合	計) (計	一円)	892, 611	836, 569	934, 387	767, 316	760, 407
◆開始時期以後の事務事業を取り巻く環境の変化と、今後予想される環境変化(法改正、規制緩和、社会情勢の変化など	,			_	事務事業に携わる正規職		人)	9	10			10
・以前は、井戸等の住宅が多くあり、普及率が少ない状況であったが、井戸水が一時枯れる等地下水位の下降とともに、 の価値観の変化に伴い、普及率は増加の傾向にある。	或いは	ま、∌	そ全な水	(^ 2):	事務事業の年間所要時間		f間)	8, 980	8, 720			9, 000
の価値観の変化に伴い、晋及率は増加の傾向にある。 ・より安全に重きを置いた法令の規制が進んでおり、周辺環境の保全と水質管理の確保に努める必要がある。					人件費(②×人件費単価/		円)	37, 761	36, 668	37, 845		37, 845
・大規模災害による水道施設の被害は、大規模及び長期間にわたることから、水道施設の耐震化が求められている。					務事業に係る総費用 (A-	/ ()	円)	930, 372	873, 237	972, 232	805, 161	798, 252
					参考)人件費単価		分時間)	4, 205	4, 205	4, 205	4, 205	4, 205
◆市民や議会などからの要望・意見(担当者の私見ではなく、実際に寄せられた意見・質問などを記入) ◆県内他市の実施材									世握していない			
・配水管の布設を要望される。 ・高利の起債を低利に切り替えるよう要望される。 ・昭和28年~昭和32年頃の鋳鉄管の配水管を布設している地域から、赤い水が出るとの苦情がある。					● 把握している	1 -	安定供	給に各目治体・	も努力している	•		
					○ 把握していない							

【目的妥当性の評価】

1. 施策への直結度(事務事業の施策の目指すすがたに対する直結度(対象・意図の密接度)とその理由説明)	*	評価結果の)総括と今後の方向
● 直結度大 水道管理運営事業が安全な水道水を安定して供給することに結びつく。	(1)評価結果	果の総括
○ 直結度中 開		 目的妥 	当性 ● 適切
○ 直結度小 21		② 有効性	● 適切
2. 市の関与の妥当性(なぜ市が行わなければならないのか、民間や他の機関でも実施可能な事務事業か)		③ 効率性	● 適切
○ 法令などにより市による実施が義務付けられている		④ 公平性	○ 適切
★告などによる義務付けはないが、、公共性が非常に高く、民間(市民・企業等)によるサービスの実施が不可能(又は	凩 (2	今後の事	事務事業の方向性
難)なため、市による実施が妥当		〇 現壮	犬のまま(又は計画
○ 民間でもサービス提供は可能だが、公共性が比較的高く、市による実施が妥当		終日	了
○ 市が実施しているが、関与の必要性は低く、今後は市の関与を縮小(廃止)が妥当		○他の	り事務事業と統合ス
○ 既に目的を達成しているので、市の関与を廃止が妥当		〇目的	り見直し
水道法第6条		● 事系	務事業のやり方改善
根拠法令等を記入	-		
3. 目的見直しの余地(【対象】と【意図】は適切か、限定又は追加・拡充すべきでないか、また、その理由)			
現状の対象と意図は適切であり、見直しの余地はない。	★改	革・改善案	(いつ、どのよう:
説			なし
a to B B B B B B B B B B B B B B B B B B			
【有効性の評価】	_	次年度	
4. 成果向上の余地 (成果の目標は達成されたか、成果の向上が今後どの程度見込めるか)		(平成24 年度)	
成果向上の余地はないと考えられる。	7	十尺)	
款	実		
なし <mark>明</mark>	施予		
	定		水道料金の改定を
5. 連携することで、今より効果が高まる可能性のある他の事務事業の有無(どう効果が高まるか説明)	時期		
水道料金で運営している事業であり、連携することで今より効果が高まる可能性のある事業はない。	791		
説		中·長期 的	
State Big		(3~5	
		年間)	
【効率性の評価】	-		
6. 事業費の削減の余地(仕様や住民等の協力など手段を工夫することで、事業費を削減できないか説明、できない理由も説明)			
事務費、維持管理費等の経費節減努力は継続しており削減の余地はほとんどない。			I
平成22年度から高利の企業債の繰上げ償還が認められ、順次低利の借換債に切り換えている。			
なし <mark>関</mark>	*-	- 次評価 (部	果長総括評価)
			E供給は、市民にと
7. 人件費の削減の余地(今の業務時間を工夫して少なくできないか説明、できない理由も説明)			
必要最小限の人員で対応している。	_		
章			
なし <mark>歌</mark> 明			
【公平性の評価】	_		
8. 受益機会の適正化の余地(受益の機会が偏っていて不公平でないか)			
平成10年4月以降、水道料金の改定は行っていない。現在、水道事業運営は水道料金で賄われているが、近	را ★ –	次評価 (紹	経営戦略会議評価)
将来において、供給単価が給水原価を下回ると見込まれるため、料金改定を検討する必要がある。		-9 CF1 (Max (V)_	
あり <mark>明</mark>			
9. 受益者負担の適正化の余地(県内他市と比較し、適正な水準か)	_		
良質な地下水が豊富にあることから、料金は県内他市と比較するとやや低く設定されている。	-		
低い <mark>説</mark> 明			
	1 1		

*	評価結果の	総括と今後の力	ア向性				
(1)	評価結果	具の総括					
	 目的妥 	·当性 ● 適	·切	目的廃止又は再設定の	余地あり		
	② 有効性	■ 適	·切	○ 成果向上の余地あり			
	③ 効率性	■ 適	·切	○ コスト削減の余地あり			
	④ 公平性) 適	·切	● 受益者負担の適正化の	余地あり		
(2)	今後の事	事務事業の方向性	生				
	〇 現場	とのまま (又は記	十画ど	おり)継続実施	年度		
	終〕	′ ○ 廃止	(○ 休止			
1	○他の)事務事業と統合	子又は	連携			
	○目的	り見直 し					
	事務	8事業のやり方改	善				
★改:	革·改善案	(いつ、どのよ	うなむ	女革・改善を、どういう手段	:で行うか)	コストと	成果の方向性
		なし				_	トの方向性
	次年度						
	(平成24						維持
	年度)						445.14
実							
施予							
丁 定		水道料金の改定	字を検	討する。		成里	の方向性
時		77217217	12			PAA	(V) // PIII.
期							
	中·長期						
	的 (3~5						6# +±
	年間)						維持
		長総括評価)			6 L Market 1		T
清浄:	な水の安定	(供給は、市民に	ことっ	て不可欠な事業であり、今行	发も継続する。		二次評価の
							否
							不 更
							不要

平成 24 年度 魚津市事務事業評価表 (平成 23 年度実績と平成 24 年度計画)

◆市民や議会などからの要望・意見(担当者の私見ではなく、実際に寄せられた意見・質問などを記入)

下椿地区から升方簡易水道について、老朽管の更新を実施して欲しい旨の要望書が提出された。

事業コード 42420006

【1枚目】

004010101

予算科目 コード3

事務事業名 簡易水道管理事業	部名等	等	上下水道局	政策	乗の柱 基	ま2 安全で	で快適な	な暮らしやすい	まちづくり	<mark>会計</mark> 簡易水道事業特別会計			
子 算 書 の 事 業 名 1. 簡易水道一般管理費、2. 簡易水道施設維持管理費、3. 簡易水道施設整備事業、(目)1. 元金(事業名)1. 元金、(目)2. 利子(事業名)1. 利子	課名等	等	水道課	政	策 名 2	2 魅力ある	る都市	基盤の充実		款 1. 簡易水	道費		
事業期間 開始年度 昭和32年度 終了年度 当面継続 業務分類 1. 施設管理	係名等	等	業務係	施	策 名 4	1. 水道水0	の安定値	共給		項 1. 簡易水道管理費			
実施方法 ○ 1. 指定管理者代行 ○ 2. アウトソーシング ○ 3. 負担金・補助金 ● 4. 市直営	記入者氏名	名	井川 勇	区	分を	î L				目 1. 一般管	理費		
	電話番号	号	0765-23-1013	基本	事業名写	定定した水道	直事業組						
						.,							
◆事業概要 (どのような事業か。事業の内容、業務の手順など)								実績	Ħ		計画・目標		
簡易水道事業の運営(維持・管理)							単位	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	
(この事務事業は、誰、何を対象にしているのか。※人や物、自然資源など) ①簡易水道和用者			① 給水区均	花 人口			٨	1, 698	1, 660	1, 670	1, 650	1, 630	
②簡易水道施設 対 象		-	ft	の対象回数	(10箇所	×12ヶ月)	0	120	120	120	120	120	
			標										
<平成23年度の主な活動内容> 簡易水道取水施設及び配水施設などの維持管理、原水浄水の水質検査、漏水修理及び量水器の取替えなど 簡易水道利用者に対する使用料の請求及び徴収を行った。	を行った。		1 給水人口活	1			٨	1, 619	1, 57	1, 600	1, 590	1, 580	
面		-	動 ② 水質検査	€の合格回数			0	120	120	120	120	120	
なし			標										
(この事務事業によって、対象をどのように変えるのか) ①簡易水道を利用できるようになる。			① 普及率				%	95. 35	94. 70	95. 81	96. 36	96. 93	
質の良い水を手に入れられる。 意 使用料を速やかに納める。 図 ②清浄な水を安定的に供給し続ける。			果 ② 水質検査				%	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	
			標		. – – – .								
そ < 施策の目指すすがた>			↑成果指標が現	段階で取得で	きていな	よい場合、そ	その取得	导方法を記入		<u>'</u>			
<mark>の</mark> 安全でおいしい水が安定的に供給される。 結 果													
◆この事務事業開始のきっかけ (何年<頃>からどのようなきっかけで始まったか)				(1)国・県支	支出金	(=	千円)	0	(0	0	(
簡易水道事業開始時から				源 (2)地方債			千円)	0	(0	0	C	
				内 (3)その他(使			千円)	40, 277	35, 08	44, 000	116, 000	104, 000	
				(4)一般財源			千円)	0	(0	0	(
				A. 予算(決算) 都			千円)	40, 277	35, 08		116, 000	104, 000	
◆開始時期以後の事務事業を取り巻く環境の変化と、今後予想される環境変化(法改正、規制緩和、社会情勢 過疎化等により、簡易水道利用者が少なくなっている。	9の変化など))	-	①事務事業に携 ②本な本業の			(人)	9	10		10	10	
週曜化等により、間易水道利用者が少なくなっている。 上水道事業への統合計画策定が国庫補助の要件となっている。				②事務事業の ⁴ B. 人件費(②>			時間) 千円)	2, 640 11, 101	2, 700		2, 700 11, 354	2, 700 11, 354	
				事務事業に係る			千円)	51, 378	46, 44		127, 354	115, 354	
				(参考) 人件			円@時間)	4, 205	4, 20		4, 205	4, 205	

部・課・係名等 コード1 04020100

政策体系上の位置付け コード2

424002

(把握している内容又は把握していない理由の記入欄)

水の安定供給に各自治体も努力している。

◆県内他市の実施状況

● 把握している○ 把握していない

【目的妥当性の評価】

	T. S. H. I IIII T							
1. 施策への		たに対する直結度(対象・意図の密接度)とその理由説明)	* 1	評価結果の	り総括と今後の方向性	Ė		
直結度力	簡易水道管理事業が安全な水	ば水を安定して供給することに結びつく。	(1)	評価結り	果の総括			
直結度	明			 目的妥 	長当性 ● 適切	目的廃止又は再設定	この余地あり	
直結度/				② 有効性	● 適切	○ 成果向上の余地あり		
2. 市の関与の	妥当性(なぜ市が行わなければならな	ないのか、民間や他の機関でも実施可能な事務事業か)		③ 効率性	臣 適切	コスト削減の余地あ) b	
	により市による実施が義務付けられて		1 1	④ 公平性		● 受益者負担の適正化		
					事務事業の方向性	• × = 1 × × × × × × × × × × × × × × × × ×	- 31-2-3	
● 数字なる難) なが	ここの義務刊りはないが、、公共性が とめ、市による実施が妥当	「非常に高く、民間(市民・企業等)によるサービスの実施が不可能(又は困事業)によるサービスの実施が不可能(又は困事業)によるサービスの実施が不可能(又は困事業)による。	(2)		ナのまま(又は計画と	ジセリ) 維結宝塩	年度	
	サービス提供は可能だが、公共性がよ	比較的京と、古にトフ字体が必要	l r	〇 終			十尺	
_			l) 廃止 の事務事業と統合又は			
		今後は市の関与を縮小(廃止)が妥当				· 注175		
() 既に目]を達成しているので、市の関与を廃」	上が妥当		_	的見直し			
根拠法令等を言	水道法第6条			● 事	務事業のやり方改善			
3. 目的見直し	の余地(【対象】と【意図】は適切か	か、限定又は追加・拡充すべきでないか、また、その理由)						
	現状の対象と意図は適切であり、	見直しの余地はない。	★改善	革・改善案	(いつ、どのような)	改革・改善を、どういう手	≒段で行うか)	コストと成果の方向性
	説				なし			コストの方向性
なし	明							
【有効性の	⇒ (正 \			次年度				
<u> </u>		AB 64 1 28 A 28 10 6 EEEE U 27 2 2 2 2		(平成24	L			A# 1+
4. 成果同上の		成果の向上が今後どの程度見込めるか)		年度)				維持
	成果向上の余地はないと考えられ	น ๑ .	実					
なし	説		夫 施					
-20	明		施予					
			定時		簡易水道料金の改定	とを検討する。		成果の方向性
5. 連携するこ	とで、今より効果が高まる可能性のあ	ある他の事務事業の有無 (どう効果が高まるか説明)	期					
	主に簡易水道料金で運営している	る事業であり、連携することで今より効果が高まる可能性のある事業はない。	///	-t- E# #n				
	説			中·長期 的				
なし	明			(3~5				維持
				年間)				42.15
【効率性の評	無							
1 /// / / / / / / / / / / / / / / / / /		没を工夫することで、事業費を削減できないか説明、できない理由も説明)						
J. 事未其 V/円		成努力は継続しており削減の余地はほとんどない。						
	学 仂貝、惟何自垤貝等仍性貝別形	成分 万は 権利に して ほうり 門 別の 分示 地 は は と が と な い 。						
なし	説 明							
	1971				果長総括評価)			
			清净	な水の安瓦	E供給は、地域住民に	とって不可欠な事業であ	り、今後も継続する。	二次評価の要
7. 人件費の		少なくできないか説明、できない理由も説明)						否
	必要最小限の人員で対応している	వ .						
なし	説							
なし	明							
								不要
公平性の評価	fi)							
	適正化の余地(受益の機会が偏ってV	いて不公平でないか)						
		料金に比べ低廉に設定されている。簡易水道全体として供給単価が給水原価を	★ =:	ケ評価 (変	圣営戦略会議評価)			
	下回っていることから、料金改定	定を検討する必要がある。	^_	/сит ры (л <u>е</u>	主日刊和公園和 圃/			
あり	説明							
	**							
9. 受益者負担	の適正化の余地(県内他市と比較し、							
	艮質な地下水や豊富な湧水を水源	原としており、料金は県内他市と比較するとやや低く設定されている。						
低い	説							
μ <u>ν</u> . ο ,	明							